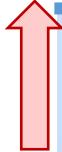


肉用子牛対策の変更点（令和8年度）

- 肉用子牛生産者補給金の**黒毛和種の保証基準価格**は、令和7年度の**57.4万円を60.0万円へ2.6万円引き上げ**。
- 優良和子牛生産推進緊急支援事業の**発動基準**は、令和7年度の**61万円を62万円へ1.0万円引き上げ**。
- 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業の**発動基準**は、令和7年度の**61万円を62万円へ1.0万円引き上げ**。

臨時対策

+1万円



62万円(黒毛)

緊急特別対策

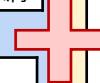
62万円(黒毛)

【発動基準・奨励金単価】(R8.4~R9.3)

品種区分	発動基準	発動基準
黒毛和種	(61→) 62万円未満	(59→) 61万円未満
必要取組数	2つ	3つ
奨励金単価	1万円/頭	2万円/頭
褐毛和種	(56→) 57万円未満	(54→) 56万円未満
その他肉専	(36→) 37万円未満	(34→) 36万円未満

【飼養管理向上の取組】

母子共通メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底
子牛メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する人工哺乳
母牛メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理



各和子牛産地※3で下の内容を含む基盤強化計画を作成。

下の取組のいずれか1つを行う生産者に対し、奨励金を交付。

- ① 地域内自給飼料の生産・利用
- ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産
- ③ 需給に応じた生産（子牛や枝肉の需給・価格状況、消費者ニーズに関する勉強会等の実施）

+2.6万円 60.0万円(黒毛)



子牛補給金

保証基準価格

10/10



全国平均売買価格

【平均売買価格は四半期毎（その他肉専は年度毎）に算定】

自民党

※1 自家保留牛も対象

※2 「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

※3 都道府県肉用子牛価格安定基金協会が計画作成主体